

令和5年2月定例会 経済委員会（事前）

令和5年2月6日（月）

〔委員会の概要 農林水産部関係〕

原委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（13時31分）

これより、農林水産部関係の調査を行います。

この際、農林水産部関係の2月定例会提出予定議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案】（説明資料、説明資料（その2））

- 議案第1号 令和5年度徳島県一般会計予算
- 議案第11号 令和5年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計予算
- 議案第12号 令和5年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計予算
- 議案第13号 令和5年度徳島県県有林県行造林事業特別会計予算
- 議案第14号 令和5年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算
- 議案第16号 令和5年度徳島県港湾等整備事業特別会計予算
- 議案第37号 徳島県腕山放牧場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第57号 令和4年度一般会計補正予算（第11号）

【報告事項】

- 「とくしま水産創生ビジョン（第3期）」骨子（案）について（資料1）

平井農林水産部長

それでは、お手元の経済委員会説明資料によりまして、農林水産部関係の案件を順次、御説明申し上げます。

最初に、1ページを御覧いただきたいと思います。

令和5年度農林水産部主要施策の概要でございます。

コロナ禍による価値観や消費行動の変容、激甚化する自然災害等の危機事象、不安定な国際情勢をはじめとした課題に対応するため、DX、GXを推進エンジンとして最大限に活用し、徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画に沿った四つの柱の施策を進めることによりまして、もうかる農林水産業と魅力あふれる農山漁村の実現を図りますとともに、新たに今年度策定いたします徳島県みどりの食料システム戦略基本計画の具現化によりまして、持続可能な農林水産業の実現に取り組んでまいります。

まず、一つ目の柱、1、ニューノーマルへの対応でございます。

（1）しなやかなとくしまブランドの展開では、東京都渋谷のターンテーブルを拠点とした首都圏への外商・外販機能の強化や、大阪・関西万博に向け新たな連携による出張マルシェの展開などにより、徳島県産品の認知度向上や販路拡大を図ってまいります。

（2）選ばれる6次産業化の促進では、生産者と事業者等のネットワーク構築の促進や商品開発、さらには展示商談会での販路開拓などを支援いたします。

（3）戦略的な海外展開では、拡大する世界の食市場に応え、アジアを中心に本県が強みを持つ品目の販路拡大や、ハラル、欧州など新市場の開拓などを進めてまいります。

（4）移住定住に向けた都市農村交流の促進では、農林漁家民宿のスキルアップや魅力発信による誘客、かんきつテラス徳島を活用したフィールドワーク活動への支援、企業等と地域住民との協働活動を通じた交流などを促進いたします。

2 ページを御覧いただきたいと存じます。

二つ目の柱、危機事象に備えた「食料生産・供給体制」の強化でございます。

（1）自然災害や家畜伝染病等への対応といたしまして、①南海トラフ・直下型地震への対応では、海岸保全施設等の整備、耐震化の推進や、農業版及び漁業版BCPの実効性向上、地籍調査の促進など事前復興に取り組みます。

②自然災害等への対応では、施設の補強、整備のほか、流域治水に資するため池の活用など、ハード・ソフト両面から農山漁村地域の強靱化に取り組みます。

③家畜伝染病への対応では、家畜伝染病の発生予防、まん延防止に向け、家畜保健衛生所の検査体制強化と老朽化対策の一体的、効果的な推進など危機管理体制を強化してまいります。

（2）強靱な生産基盤の整備といたしまして、①から③まで農業、林業、漁業の生産基盤の整備及び保全では、とくしまブランドを支える生産基盤の整備と長寿命化対策を推進するとともに、担い手への農地集積や森林の保全、藻場造成を推進してまいります。

3 ページでございます。

（3）水田・園芸農業の振興といたしまして、①水田農業の振興では、みどりの食料システム戦略に資する有機米の導入や、スマート農業技術活用による省力化とともに、耕畜連携の強化による飼料用米の地域内流通の拡大などにより、食料安全保障と経営の安定化を同時一体的に図ってまいります。

また、②園芸農業の振興では、主要品目ごとの課題解決実践による産地リノベーションの加速や、関係機関と連携したマーケットイン型産地の形成、さらにはみどりの食料システム戦略の実現に向け、化石燃料の低減に資する取組を促進してまいります。

（4）畜産業の振興では、スマート畜産の促進などによる生産基盤の強化のほか、大阪・関西万博や海外展開を見据え、畜産ブランド力を強化してまいります。

（5）林業・木材産業の振興では、航空レーザ測量データのオープンデータ化とその活用による効率的な路網整備や、大径材の加工施設整備などのスマート林業プロジェクトの展開、また展示効果の高い建築物への県産材利用促進や、木材利用に秀でた建築士の育成などにより、更なる県産材の需要拡大を図ってまいります。

4 ページでございます。

（6）水産業の振興では、水産資源の持続的な利用と増産に向けた資源管理型漁業や栽培漁業を推進いたしますとともに、藻類養殖漁場の貧栄養化対策や新たな養殖魚種の導入を促進してまいります。

三つ目の柱、「スマート農林水産業」の実装と労働力確保でございます。

（1）スマート農林水産業の実装では、AIを用いた画像解析やロボット等の未来技術の活用など、スマート技術の開発と現場実装を推進してまいります。

（2）から（4）の農林水産業の多様な人材育成・確保では、各アカデミーにおける新

規就業者の育成や現場ニーズに対応したリカレント研修の強化、短期間からでも農業に従事できる環境の構築のほか、林業人材DXセンターの開設によるスマート林業人材の育成と労働安全対策の強化、各アカデミーでの体感機会創出など、幅広い人材を活用した労働力確保を図ってまいります。

5ページでございます。

四つ目の柱、「サステイナブル」な農林水産業の実現でございます。

(1) 地球温暖化対策では、高温環境下での生産に適応する品種の育成と高品質生産技術の確立など適応策に取り組むとともに、あわせて有機農業などエシカル農業を推進いたしますとともに、二酸化炭素吸収源となる森林の整備や藻場の二酸化炭素吸収機能の評価など温暖化の緩和策への取組を推進します。

(2) 鳥獣による被害の防止では、集落ぐるみで実施する防護対策や関係機関との連携による広域捕獲による捕獲強化に加え、ジビエの利活用ではアスリート食の開発などに取り組んでまいります。

(3) 食育・木育と地産地消の推進では、学校給食などによる食育を通じまして、地域の食文化やエシカル農業の理解醸成に取り組んでまいりますとともに、地産地消協力店、阿波ふうど繁盛店などと連携した県産品の消費拡大、木育イベントの開催や木育広場のリニューアル化により、木づかい県民運動の拡大を図ります。

(4) 地域で育む農山漁村づくりでは、地域の実情に応じた生産基盤と生活環境の一体的な整備や、幼少期から土に触れ、体感し、学べる土育の展開などを通じ、魅力ある地域づくり、中山間地域の活性化を推進してまいります。

(5) 安全・安心な食料の安定供給では、GAP実践や認証取得を促進いたしますとともに、農薬の適正使用の徹底などを通じた安全で安心な食料の供給体制を整備してまいります。また、有機質資源の循環利用や化学肥料・化学農薬使用量低減を図ってまいります。

以上、令和5年度農林水産部の主要施策の概要でございます。

続きまして、提出予定案件について御説明申し上げます。

6ページを御覧いただきたいと存じます。

令和5年度当初予算案について、歳入歳出予算の総括表でございます。

まず、一般会計につきましては、令和5年度当初予算額、最下段の計欄に記載のとおり総額315億5,213万9,000円でございます。

次に、7ページでございます。

特別会計につきましては、最下段の合計欄に記載のとおり総額5億5,547万円でございます。

8ページでございます。

課別主要事項について、新規事業や主なものを中心に御説明させていただきます。

農林水産政策課の一般会計でございます。

1段目の農業総務費、摘要欄②の農業委員会等補助費では、農地の集積・集約化に向け、市町村農業委員会等が行う農地の適正利用や有効活用など、農地法に基づく業務の効率的な実施に要する経費として1億3,772万1,000円など、農林水産政策課合計で9ページに記載のとおり14億1,807万2,000円をお願いしております。

次に、特別会計でございます。

2段目の林業改善資金貸付金特別会計におきまして、資金需要の実情を踏まえた措置として国庫返納及び一般会計繰出しに要する経費、1億5,000万円を含む2億5,197万8,000円など、各資金貸付金で合計3億3,466万4,000円をお願いしております。

10ページでございます。

もうかるブランド推進課でございます。

1段目の計画調査費、摘要欄①のア、新規事業、万博に向けた「徳島の食」利用強化・拡大事業では、大阪・関西万博に向けまして食べに行きたい徳島を確立するため、新たに首都圏イベントと連携した出張マルシェの展開や新グルメの開発などに要する経費として2,250万円など、もうかるブランド推進課合計で8億3,673万2,000円をお願いしております。

11ページでございます。

鳥獣対策・ふるさと創造課でございます。

1段目の計画調査費、摘要欄①のア及び3段目の環境衛生指導費、摘要欄①のア、新規事業、I o Tで「猪・鹿・猿」見える化事業では、I o T技術や専用サイトを活用いたしましてイノシシ、鹿、猿の出没・生息状況を見える化し、被害対策強化に取り組む経費として合わせて500万円など、鳥獣対策・ふるさと創造課合計で7億9,153万4,000円をお願いしているところでございます。

12ページでございます。

畜産振興課でございます。

4段目の畜産振興費、摘要欄③のア、新規事業、阿波尾鶏生産・供給拡大事業では、阿波尾鶏の生産・供給体制の強化を図るため、DXによる環境制御型の新たな原種鶏・種鶏の鶏舎整備を支援する経費といたしまして1億5,000万円など、畜産振興課合計で13ページに記載のとおり10億3,608万6,000円をお願いしております。

14ページでございます。

スマート林業課の一般会計でございます。

1段目の計画調査費、摘要欄①のア、新規事業、県産木材レガシー継承事業では、県産材需要が見込まれる大阪・関西万博に向けた販路開拓を図るための経費として600万円など、スマート林業課合計で15ページに記載のとおり52億5,414万9,000円をお願いしております。

16ページでございます。

特別会計でございます。

県有林県行造林事業特別会計など、合計2億2,080万6,000円をお願いしております。

17ページでございます。

水産振興課でございます。

1段目の計画調査費、摘要欄①のア、新規事業、養殖業の成長産業化推進事業では、採卵から出荷まで全ての工程を県内で完結させる、徳島ならではの資源循環型養殖試験で生産されたサーモン的一种、サツキマスのPR経費としての100万円など、水産振興課合計で4億3,648万5,000円をお願いしております。

18ページでございます。

漁業調整課でございます。

3段目の漁業取締費、摘要欄②の漁業取締船運航管理費では、漁業取締船の運航や維持管理に要する経費として1億5,738万1,000円など、漁業調整課合計で3億2,621万6,000円をお願いしているところでございます。

19ページでございます。

農林水産総合技術支援センター経営推進課でございます。

20ページ3段目の農作物対策費、摘要欄①のア、とくしまグリーン栽培転換支援事業では、環境に優しい生産技術の導入により、グリーンな栽培体系への転換を支援する経費として1,300万円など、農林水産総合技術支援センター経営推進課合計で21ページに記載のとおり34億6,652万7,000円をお願いしているところでございます。

22ページでございます。

農山漁村振興課でございます。

3段目の山村振興対策事業費、摘要欄①のア、新規事業、地域で「支え合う！」農村RMOモデル形成支援事業では、中山間地域における集落機能の維持、発揮に向けて、農用地保全や生活支援などを核とした活動を行う、農村RMOの形成を支援する経費といたしまして2,000万円など、農山漁村振興課合計で23ページに記載のとおり21億4,700万3,000円をお願いしております。

24ページでございます。

生産基盤課でございます。

2段目の土地改良費におきまして、農業生産基盤の整備等に要する経費として31億9,534万円、25ページ4段目の漁港建設費におきまして、漁港や海岸保全の長寿命化対策等に要する経費として10億6,849万5,000円など、生産基盤課合計で26ページに記載のとおり97億1,622万4,000円をお願いしているところでございます。

27ページでございます。

森林整備課でございます。

3段目の林道費におきまして、林道や林業専用道などの路網整備に要する経費として19億8,518万6,000円など、森林整備課合計で28ページに記載のとおり61億2,311万1,000円をお願いしております。

29ページでございます。

継続費でございます。

生産基盤課所管の椿泊荷さばき所整備事業につきまして、令和5年度から令和8年度までの継続費の設定をお願いするものでございます。

30ページでございます。

債務負担行為でございます。

1段目は農林水産政策課所管の公益財団法人徳島県農業開発公社の損失補償契約について、2段目は畜産振興課所管の家畜保健衛生所再編整備事業に係る工事請負等契約について、3段目はスマート林業課所管の公益社団法人徳島森林づくり推進機構の損失補償契約について、31ページから33ページにかけましては農山漁村振興課、生産基盤課及び森林整備課所管の工期が2か年にわたる工事請負等契約について、それぞれ債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

34ページでございます。

その他の議案等について御説明申し上げます。

（1）条例案でございます。

今回提出を予定しております条例案につきましては、徳島県腕山放牧場の設置及び管理に関する条例の一部改正案でございます。同放牧場における鳥獣害による牧草量の減少及び害虫の発生量の増加に伴う疾病増加に鑑み、当分の間その利用を制限するため必要となる事項を定めるものでございます。

続きまして、経済委員会説明資料（その2）によりまして、先議分に係る令和4年度補正予算案について御説明申し上げます。

まず、1ページ目でございます。

歳入歳出予算の総括表でございます。

補正額の欄の最下段に記載のとおり2億700万円の増額をお願いするものでございまして、補正後の予算総額は403億5,705万3,000円となっております。

補正額の財源内訳につきましては、最下段の計の欄の括弧内に記載のとおりでございます。

次に、2ページでございます。

課別主要事項について御説明申し上げます。

農林水産政策課でございます。

1段目の農業総務費、摘要欄①のア、担い手確保・経営強化支援事業では、経営の発展に意欲的に取り組む農業者に対し、農業用機械・施設の導入を支援する経費として2,300万円の増額をお願いしております。

3ページでございます。

もうかるブランド推進課でございます。

4段目の園芸振興費、摘要欄①のア、次世代園芸モデル整備事業では、地域農業の収益力向上のため、農業法人が取り組む集出荷貯蔵施設の整備を支援する経費として1億3,500万円の増額をお願いしております。

4ページでございます。

農山漁村振興課でございます。

4段目の農地総務費、摘要欄①のア、新規事業、農業水利施設省エネルギー化推進事業では、農業水利施設の省エネルギー化に取り組む土地改良区や水利組合を対象に、電気料金、燃料費の価格高騰分の一部を支援する経費として4,900万円の増額をお願いしているところでございます。

5ページでございます。

繰越明許費の追加でございます。

この度、補正予算をお願いしております農林水産政策課の経営総合対策等推進費、もうかるブランド推進課の農業生産総合対策等事業費につきまして、合計で1億5,800万円の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

6ページでございます。

繰越明許費の変更でございます。

これまでの定例会におきまして繰越明許費を御承認いただきました事業のうち、スマー

ト林業課の森林環境保全整備事業費から、7ページ森林整備課の林野地すべり防止事業費までの4課22事業につきまして、合計で75億3,050万2,000円への繰越予定額の変更をお願いするものでございます。

提出予定案件の説明は以上でございます。

この際、1点、御報告させていただきます。

とくしま水産創生ビジョン（第3期）骨子（案）についてでございます。

資料1を御覧ください。

まず、1、策定の趣旨でございます。

コロナ禍やウクライナ危機をはじめ、国による70年振りの漁業法の抜本改正や、脱炭素化に向けました国のみどりの食料システム戦略の策定など、昨今の水産業界をめぐる社会経済情勢の変化を踏まえまして、本県水産業界の成長産業化への指針として新たなビジョンを策定するものでございます。

2、計画期間といたしまして、令和5年度から8年度までの4年間としてまいりたいと考えております。

3、基本理念（目指す姿）につきましては、水産業界の持続可能な成長の実現を掲げてまいります。

次に、4、基本方針でございます。

就業者の減少、高齢化など、本県水産業界が直面する様々な課題を解決し、水産業界の持続可能な成長を実現するため、将来への戦略的布石といたしまして、①浜を支える意欲ある担い手づくり、②次世代へつなぐ水産資源と漁場づくり、③魅力あふれる養殖産品づくり、④マーケットイン型の産地づくり、⑤安全・安心で活力ある浜づくりの5本の柱を設定いたしまして、未来志向の施策を積極的に展開してまいります。

また、5、ビジョン推進の視点といたしまして、基本方針の具現化に当たりましては、コロナ禍を契機とした社会変化や行動変容を的確に捉えますとともに、デジタル化、グリーン化の視点を取り入れた成長実現への共通の処方箋といたしまして、水産業界のスマート化を支える水産DXの推進、変化する海洋環境への適応を図る水産GXの加速、産地強化に向けたポストコロナ新時代の市場開拓の三つの事項を縦串といたしまして、参考の新たなビジョンの施策体系にお示ししておりますとおりの基本方針の5本柱の施策を展開してまいります。

この新たなビジョンにつきましては、今後、県議会での御論議も踏まえまして策定作業を進めてまいりたいと考えております。

報告事項は以上でございます。

御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

原委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

喜多委員

ただいま部長から報告のあった、とくしま水産創生ビジョン第3期についてお聞きしたいと思います。

地元の津田町は本県屈指の底引き網の基地でありまして、今まで一生懸命頑張っておりましたけれども、コロナ禍の需要減や燃油高騰で大変な苦勞をされてきました。

その中で、県が昨年5月補正予算で打ち出した燃油高騰緊急対策があつて操業を続けられました。その上に、最近ハモとかアジアカエビなどの価格の回復があつて、昨年は一昨年に比べて2割程度売上げがアップしたということを知っております。正に反転攻勢の幕開けであり、このタイミングでの水産ビジョンの策定には大きな意義があると思っております。

今、説明がありました5本の柱と施策展開の方向性は課題を的確に捉えてバランスよくしていると思っておりますが、このビジョンの特徴やポイントがより鮮明になると思っておりますので、施策展開の方向性をはじめ新たなビジョンが現行のビジョンとどう違うのか、お尋ねいたします。

里農林水産部次長

ただいま喜多委員から、新たなビジョンと現行ビジョンとの違いについて御質問を頂いたところでございます。

今回お示しをいたしました骨子案の段階での新ビジョンと現行ビジョンとの違いにつきましては大きく2点が挙げられ、まず1点目といたしましては、施策展開の方向性を示す柱立てを3本から5本へと変更したところでございます。

令和元年に策定いたしました現行ビジョンでは、3本の柱といたしまして担い手づくり、マーケティングを意識した産地づくり、安全・安心で活力ある浜づくりを掲げ、これまで積極的に施策を展開してまいりましたが、漁業を取り巻く環境は依然として厳しく、中でも不漁や藻類養殖の不振による生産量の低迷は深刻度を増しており、令和2年の漁業生産額は30年前の4割の水準まで減少し、昭和48年以来、実に47年ぶりに100億円を下回ったところでございます。

そこで、徹底した漁業者目線で生産対策を充実強化し生産拡大への転換を図るべく、新たなビジョンでは施策展開の柱として捕る漁業、漁船漁業を対象といたしました次世代へつなぐ水産資源と漁場づくり、養殖業を対象とする魅力あふれる養殖産品づくり、この2本の生産対策を明確に打ち出し、5本の柱立てとしたところでございます。

また、2点目の相違点といたしましては、新たにビジョン推進の視点を設け、ビジョンの推進に当たっては成長実現への共通の処方箋として水産DX・GX、ポストコロナ新時代の市場開拓といった未来志向の視点を積極的に取り入れることとしたところでございます。

県におきましては、新ビジョンの策定に先駆け、海水温の上昇をはじめとする海洋環境の変化に対応したワカメの新品種の開発や、生産額は30年前の4倍に拡大しております魚類養殖の更なる成長を目指すサーモンの養殖試験、さらにはAIを活用した漁海況予測システムの開発などの取組を開始しており、ビジョンにはこうした新たな生産対策などを盛り込み、漁業関係者の皆様に共感いただき、共に取り組んでいただける内容となるよう、今後しっかりと策定作業を進めてまいりたいと考えております。

喜多委員

いろいろ説明いただきました。

生産対策の拡充を明確に打ち出した点は大いに評価できると思いますし、持続可能な資源の利用は水産業の成長産業化に不可欠であります。計画的かつ安定的に水産物を供給する養殖業は更なる成長が期待できるものだと思っております。

今後、5本の柱に沿って具体的な施策をしっかりと練り上げていってほしいと思いますが、策定に向けたスケジュールはどうなっているのでしょうか、お尋ねいたします。

里農林水産部次長

ただいま喜多委員から、ビジョン策定に向けたスケジュールについて御質問を頂戴したところでございます。

本骨子案につきましては、昨年12月に産学官金の関係者の皆様に組織する検討委員会を開催し、様々な見地から御意見を頂いたところであり、ビジョンの策定に向けましては今後の県議会での御議論も踏まえ、県政運営指針である新たな行動計画とも歩調を合わせながら作業を進めてまいりたいと考えております。

具体的には、本日お示しいたしました5本の柱に基づき、今後、重点的に推進すべき施策などを盛り込んだ素案を4月中に取りまとめることとしており、その後、この素案につきましてはパブリックコメントを募集するとともに、第2回検討委員会を開催し幅広く御意見をお伺いしてまいりたいと考えております。

県民の皆様や委員の方々から寄せられた御意見を反映させた最終案につきましては、6月の県議会定例会で御報告予定であり、更なる御議論も踏まえ7月にはこのビジョンを策定、公表したいと考えているところでございます。

喜多委員

漁業者の減少や高齢化、そして海水温の上昇をはじめとする海洋環境の変化など、水産業を取り巻く環境は本当に厳しいものがございますけれども、漁業は本県の基幹産業の一つであり、是非とも現状打開を図る未来志向の施策を盛り込んだ夢のあるビジョンを策定していただきたいと思います。大いに期待しているものがございます。

そして、もう一つ部長から説明がありました条例案でございます。

腕山放牧場の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例が出されました。何点かお聞きします。腕山放牧場といえば三好市西祖谷山村に整備されており、乳用の育成牛を放牧して広い草地で良質の草を食べさせ、足腰の強い健康な牛に育てるための放牧場であるということを理解しております。

先ほど説明いただいた牧草量の減少や害虫発生に伴う疾病の増加により、当分の間、利用制限するとのことですが、まず現在の放牧場の現況と、条例改正に至った背景などについてお尋ねいたします。

岸本畜産振興課長

ただいま喜多委員より、腕山放牧場の現状、また条例改正に至った背景につきまして御

質問を頂きました。

腕山放牧場につきましては、本県の酪農振興を図る目的で、県内の酪農家から預けられました乳用の育成牛を育成する県営の公共牧場としまして昭和34年に開設されました。

放牧場の管理につきましては、開設から昭和56年度まで県が実施いたしまして、昭和57年度から平成17年度までは酪農の生産者団体であります徳島県酪農業協同組合が管理業務を受託し、その後、平成18年度からは指定管理者制度が導入されて以降、令和4年度まで徳島県酪農業協同組合が指定管理者となり、管理運営を行ってきたところであります。

しかしながら、近年、野生鳥獣の侵入によりまして牧草の被害も見られ、またダニも増加いたしまして、平成29年度からはピロプラズマ症、これはダニの吸血を介しまして牛に感染し貧血症状を呈する疾病でございますけれども、これに罹患する放牧牛が増加する状況となりました。

ダニの駆虫薬による予防であったり、放牧牛の牛体消毒、またダニ駆除剤の散布などを実施してきましたけれども、令和2年度の調査ではダニの生息数が通常の4倍以上に増加しており、放牧牛の約9割が治療が必要な状況ということであったことから、指定管理者であります徳島県酪農業協同組合との協議を行い、その結果、放牧を一旦中止いたしまして、指定管理期間内、令和4年度までの期間内に状況が改善した場合は放牧場の利用を望む県内酪農家の声もあることから、速やかに放牧を再開することといたしました。

令和3年度から放牧を一旦中止しまして、牧草の播種や施肥による牧草量の回復のほか、地元猟友会の依頼によりまして鳥獣捕獲やダニの駆除剤の散布など、放牧環境の改善に努めてまいりましたが、改善兆候が見られなかったことから、ダニの生活環を踏まえまして3年間は休牧する必要があると判断し、今回の改正を行うに至ったところであります。

喜多委員

野生鳥獣の侵入でダニが増加して貧血を起こしたということで、その疾病が増加したとのことでございます。放牧場の現状や条例改正に至った経緯については分かりました。

酪農家の皆様の大事な牛の健康を守るため、放牧を中止するという事は致し方ないことだと思いますが、今回の条例改正の内容の休牧期間中の管理体制や、今後の見通しなども含めてその概要についてお尋ねいたします。

岸本畜産振興課長

ただいま喜多委員より、休牧期間中の管理や今後の見通しにつきまして御質問いただきました。

令和3年度及び令和4年度に一旦放牧を中止しまして、牧草量の回復やダニの低減に向けた対策を行いながら実態調査を実施したところ、牧草量の回復とダニの減少には時間を要するということが明らかとなりました。

このため、一定の期間、これはピロプラズマ症の病原体を保有するダニの生活環を踏まえまして、3年間は放牧場の利用を制限する必要があると判断いたしまして、今回提案させていただいております条例の改正案では、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間、放牧場を利用させないこと、また利用制限する期間においては、放牧場の管理は一

時県が行うということ、以上の2点を定める内容となっております、令和5年4月1日からの施行をお願いするものであります。

なお、県が管理いたします期間である来年度につきましては、国の研究機関や民間の専門家の知見も頂きながら、ダニの駆除剤の散布や地元猟友会の依頼による鳥獣捕獲といったダニの低減、また施肥や牧場の播種^はといった牧草量の回復に向けた対策を実施しまして、実態調査におきまして放牧環境の改善が確認された場合は、令和6年度に実証確認による安全性を確認した上で、令和7年度からの放牧の再開を目指しているところでございます。

喜多委員

条例改正の内容や令和7年度からの再開を目指すということで、ダニ対策や草地対策を行うとのことでもございました。

腕山放牧場は60年にわたって県内酪農家のために健康な牛を育ててきた放牧場でございます。再開を望む県内酪農家の皆さんのためにも、また本県酪農業の発展のためにも2年間しっかりと対策をとっていただきたいと思います。

井川委員

農業水利施設の省エネルギー化に取り組む土地改良区や水利組合を対象に、電気料金、燃料費の価格高騰分の一部を支援すると説明がありましたが、土地改良区の電気料金高騰分の支援については同様の事業が11月補正予算でも計上されていたと認識しております。

まずはじめに、11月補正予算と2月補正予算の事業内容の違いについて教えていただきたいと思います。

太田農山漁村振興課長

ただいま井川委員から、農業水利施設省エネルギー化推進事業につきまして、同様の事業が11月補正予算でもあったということで、そちらの事業と今回の2月補正予算の事業内容の違いについて御質問いただきました。

まず、11月補正予算におきまして創設させていただきました土地改良施設電気料金高騰対策緊急支援事業でございますが、国や県が造成した農業用水を供給する揚水機などを管理する土地改良区を対象に、運転時間の削減や漏水対策などの節電につながる工夫に取り組むことを条件といたしまして、今年度のかんがい期に要する電気料金のうち高騰分の2分の1以内を支援しまして土地改良区の負担軽減につなげるもので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における電気・ガス・食料品等高騰価格重点支援交付金を活用したのとなっております。

一方、今回お諮りしております農業水利施設省エネルギー化推進事業でございますが、昨年11月8日に閣議決定、12月2日に成立いたしました国の新たな経済対策である令和4年度第二次補正予算のうち、農林水産省の補助事業を活用して創設したのとなっております。

こちらの事業内容ですけれども、維持管理費に占める電気料金及び燃料費の割合が25パーセント以上の団体を対象に、今後3年間、省エネルギー化推進計画を策定しまし

て、電気使用量及び燃料使用量の2割削減に向けて取り組むなどの要件が設けられておりまして、エネルギー価格高騰の影響を受けにくい管理手法の構築や省エネルギー設備への転換など高い目標に取り組むことを条件としまして、令和4年度における電気料金及び燃料費の高騰分のうち70パーセントを上限として支援するものとなっております。

この事業の違いですけれども、電気料金の2割削減など数値目標を設定することが求められている分、70パーセントという高い支援が設定されておりまして、この事業実施を契機として更なる節電や省エネルギー化に向けた取組を促すものとなっております。

井川委員

土地改良区の皆さんも電気代の高騰で本当に大変であると思います。寺井副委員長をはじめ土地改良区の皆さんからの熱い思いが国へ届いた結果が、今回の農林水産省の新たな補助事業創設につながったものと推察され、大変すばらしいと思います。

次に、11月補正予算事業での支援対象は農業用水を供給する揚水機などを管理する土地改良区でありましたが、今回の事業の支援対象と事業実施による効果を教えていただきたいと思います。

太田農山漁村振興課長

ただいま井川委員から、今回の事業の支援対象と事業実施による効果について御質問いただきました。

まず、支援対象でございますけれども、11月補正予算では、先ほど議員からも話がありましたように、農業用水を管理する土地改良区でございましたけれども、今回につきましては、この揚水機に加えまして大雨時に強制排水を行う排水機場のほか、軽油などの燃料により稼働する農業水利施設も対象となっております。

また、支援対象につきましては、これまでの土地改良区に加え、地域の水利組合についても対象にするということで、より幅広い支援対象となっております。

また、これらの事業の効果でございますけれども、11月補正予算と2月補正予算を組み合わせ、電気料金高騰分を支援して、土地改良区等の財政的な負担軽減と健全運営の確保を図ることを通じまして、土地改良区施設の適正管理が確保されるものと考えております。

これらの事業を契機により一層の節電と省エネルギー化が図られることも期待をしているところでございます。

井川委員

ありがとうございます。

土地改良区というましても様々ございまして、揚水という水を上げるポンプもあれば、専ら排水するという水を出す事業もありまして、いろんな形の土地改良区がございますので、11月補正予算と合わせた今回の支援により、土地改良区の健全な運営が図られ、食料生産を支える農業用水の供給という非常に重要な活動が継続できるものと考えております。また、国の新たな制度をタイムリーに取り入れた県の取組を率直に評価したいと思っております。

今後とも、国の農業者への支援対策についてアンテナを高くし情報収集に努め、引き続き、本県の農業振興につなげていていただきたいと思います。

それと、事前委員会でこんなことを聞くのは申し訳ないんですが、循環型養殖というのが今日の新聞に出てましたよね。先ほどの説明を聞いて、私もすごく関心があるんで教えていただきたいと思います。

上勝町で大きいアメゴを頂いて食べた思い出があるんですが、あれがどうなるものか、もうちょっと教えていただければと思います。

里農林水産部次長

ただいま、報道にございますサーモンの養殖試験について御質問を頂いたところでございます。

ブリ、マダイなど魚類養殖業の生産額ですけれども、令和2年度におきましては30年前の4倍に達するとともに、本県の漁業生産額全体の3分の1を占めており、魚類養殖業は成長産業というふうに考えているところでございます。

魚類養殖業の更なる生産拡大を図るために、消費者ニーズを的確に捉えた新たな養殖品種として、県内の山あいでは養殖されておりますアメゴが海へ下りますと、サーモンの一種サツキマスへ大きく成長するという点に着目いたしまして、採卵から出荷まで全ての工程を県内で完結させる、徳島ならではの持続可能な資源循環型のサーモン養殖体制の構築を目指して、本年1月から上勝町のアメゴ養殖業者さんと連携して養殖試験を始めたところでございます。

具体的には、今月の24日から上勝町で生産されたアメゴの中から、海水に適応可能な個体として選別をされました4,000尾を海陽町の県有種苗生産施設へ順次輸送いたしまして、徐々に海水に慣らす海水馴^{じゅん}致を開始したところでございます。

いよいよ明日になりますが、この海水に慣らしたアメゴを海陽町から鳴門市のブリ養殖漁場に移しまして、最終段階の海面での飼育試験を始めるところでございます。

井川委員

最終はどれぐらいの大きさになるんですか。

里農林水産部次長

アメゴ自体は山あいでおおよそ20センチメートルぐらいで出荷される魚なんですけれども、海へ下ると、おおよそ50センチメートルぐらい、重さ1キログラムから1.5キログラムぐらいに成育すると言われております。

ただ、何分初めての取組でございまして、今回4,000尾を海面で養殖を始めるんですけれども、全ての個体がそのような大きさになるかどうかというのはまだ分からないところでございまして、そういった点も含めて養殖試験ということでデータも取って、海面の養殖業者さんと協力しながら、実際に現場実装できるように今後取り組んでまいりたいと考えてございます。

井川委員

ありがとうございます。

チリではサケの養殖をすぼめていくというか、これ以上やらないと大統領が言ったようです。

サケの需要も大分高まっているけど、生産量というか供給が間に合わない状況になっているみたいですが、しっかりと頑張って新しいものに取り組んでいただきたいと思います。

梶原委員

とくしま水産創生ビジョンについてお伺いいたします。

策定の趣旨ということで、漁業法が70年ぶりとなる抜本改正がされたとありますけれども、この改正によって本県の漁業にどういう影響があるのか。この改正のポイントが分かれば教えていただければと思います。

池脇漁業調整課長

このたびの漁業法の大きな改正ポイントにつきましては、まず資源管理の強化、これは全世界的に言われていることで、それを漁業法の中に組み込み、そうした中で漁業権につきましても、そういった民間の養殖を推進するような制度改正など、現在の漁業を取り巻く環境に即した法改正になっております。

梶原委員

本県にとって何か大きな影響が出るような改正はあったんでしょうか。

池脇漁業調整課長

梶原委員から御質問がありました法改正の本県に対する影響でございますが、特定水産動植物というものが規定されまして、その特定水産動植物につきましてはアワビ、それからナマコ、そしてシラスウナギもこれから入ります。

これらの特定水産動植物につきましては、密漁が大きな問題になっておりまして、資源管理の観点から密漁に対する罰則を強化しまして、それらの資源保護を図っていこうというふうになっております。

本県におきましても、特にアワビなどは県内の重要な産品でございますので、その密漁防止、それからシラスウナギにつきましても適正な流通を図っていこうと考えております。

梶原委員

分かりました。本県にとっては非常にいい改正が行われたような御説明だったと思います。漁獲高も減り、また流通の価格もどんどん低下して、後継者の不足も大きな問題で、どんどん漁業者の方が減っていますので、しっかりとバックアップしていただいて、本県にとっては非常に大事な産業ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、あともう1点、今回の継続費で広域漁協の整備事業というのが30億円と載っていますけれども、この概要について教えていただけますでしょうか。

坪井生産基盤課水産基盤・国営担当室長

ただいま梶原委員から、継続費についての御質問を頂いております。

今回計上しております継続費につきましては、現在、阿南市椿泊漁港におきまして実施しております流通拠点漁港の中心施設となります、椿泊荷さばき所の建設に係るものでございます。

具体的な内容といたしましては、高度衛生化に資する閉鎖型荷さばき所の建築工事に係る費用でありますとか、活魚水槽や海水を浄化するために必要となります水産設備に係ります費用、また加えまして、附帯となる電気設備工事費や機械設備工事費が含まれているところでございます。

梶原委員

分かりました。今回、椿泊が選ばれたということで、今後こういった事業をどんどん展開していただきたいという思いですけれども、これは何か選ばれる基準とかがあるんでしょうか。

坪井生産基盤課水産基盤・国営担当室長

ただいま梶原委員から、選ばれる基準とか、今後につきましては御質問を頂いております。

現在、県下における流通拠点漁港につきましては、椿泊漁港のみとなっております。

また、今後につきましては、現在、県下におきまして高度衛生管理の整備要件を満たす漁港につきましては椿泊漁港となっておりますことから、まずは椿泊漁港におきまして整備を進めてまいりたいと考えてございます。

梶原委員

分かりました。これは荷さばき所ということですので、例えばこれが地域の振興と結びついているとか、そういったことはないんでしょうか。

坪井生産基盤課水産基盤・国営担当室長

ただいま梶原委員から、地域への効果ということでございますが、この新荷さばき所の整備につきましては、阿南市内の7漁協の水産物を集約いたしまして高度な衛生管理を実施することで、魚価の向上を目指すものとしてございます。魚価の向上によりまして、漁業者への収益の向上、ひいては漁業の振興に寄与するものと考えてございます。

梶原委員

分かりました。これは4か年で30億円ということで、国も15億円出しているということで、県も非常に力を入れておられますので、今後、県内のほかのところの展開も含めて様々な相乗効果を生むような事業であってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

達田委員

みどり戦略実践産地、創出に向けた支援策の展開ということで、有機農業等産地拡大加速化事業についてお尋ねいたします。

この中で、地域ぐるみでの有機農業の産地拡大を図るため、栽培技術の実証、物流の効率化とか販路拡大、学校給食での利用などを支援するとなっているんですけども、具体的にどこでどういうものをどうしていくのか、説明していただけたらと思います。

宮崎もうかるブランド推進課長

ただいま達田委員より、有機農業等産地拡大加速化事業について御質問いただいております。

これは、みどりの食料システム戦略の実現に向けまして、持続的な食料システムの構築を目指す地域の取組を支援するモデル、市町村になりますけれども、国の交付金を活用して有機農業の産地づくりを推進するというものでございます。

具体的には、市町村が主体となりまして農業者や消費者団体等が参画した推進体制を構築いたしまして、有機農業の栽培技術の実証とか講習会の開催、それから有機農産物の販路拡大に向けた商談会の開催、消費者との交流や学校給食への食材提供による食育の実施に取り組むものでございます。

今年度は小松島市のほうで実施しておりまして、品目といたしましては水稻、お米で実施しているところでございます。

来年度も引き続き国の交付金活用ということを念頭に今、各市町村のほうへ要望の取りまとめをしているところでございます。

達田委員

各市町村からの要望を取りまとめて、うちでこういうのをしたいということであれば品目にはこだわらないということですか。

宮崎もうかるブランド推進課長

品目については各市町村のこれまでの取組とか、生産者の御要望もございますので、そこを念頭に、小松島市の場合は米ですけども、地区によっては葉物野菜だったりというところも出てくるのではないかと考えております。

達田委員

ところによっては市町村じゃなくて、団体なんかが取り組んでいる大豆の生産では、有機の味噌を作ったりしているようですけども、そういうことを発展させて、もっと広げていきたいと、それから学校給食にも取り入れたいというような希望があればできていくということなんですね。

そして、加速化事業ですから、これに対して補助とかの支援があると思うんですけども、どういうふうなことでやられるんでしょうか。

宮崎もうかるブランド推進課長

ただいま委員より、本事業における支援の仕方ということですが、こちらは国の交付金で定額の支援ということになっておりまして、例えば今年度実施している小松島市の学校給食の米利用につきましては、通常の慣行栽培でできた米の部分の有機農業に変えたときの差額部分を負担したり、そういったものを実施しておるところでございます。

あとは、普及に係る研修会等の開催費用も定額で支援していただけるようになっております。

達田委員

今、消費者自身が有機のものを、安心・安全なものをということで求めていると思います。特に、子供たちには安心・安全なものを食べさせたいという願いも大きいと思うんですね。

ですから、この事業が将来を担う子供たちの健康を考えた上でも、やっぱり大事なことだと思いますので、大きく発展させられるように、国に対してももっと力を入れていただいて、予算付けももうちょっと力を入れていただけるように頑張っていたらと思いますので、よろしく願いいたします。

そして、もう1点は人材育成のことです。

徳島で育った子供たち、それから県外の方も徳島へ来て農業をやってみようとか、林業とか水産業をやってみようとか、そういうことで来ていただける県にできたらと思うんですけども、この中でアカデミーにおける次代を担う人材の育成とか、あるいはニーズに即応したスマート人材・エキスパート人材の育成というようなことで予算付けがあるんですけども、いろいろ書かれています、どういう違いがあるのかというのがちょっと分かりにくいので、この事業の中身、そしてそれぞれの事業がどういうふうに違うのかというのを教えていただけたらと思います。

原委員長

小休します。（14時33分）

原委員長

再開します。（14時33分）

伏谷経営推進課長

ただいま達田委員から、人材育成についてどのような取組を行っているのか等々の御質問を頂いております。

まず、アグリビジネスアカデミーにおきます人材育成についてでございますが、農業大学校を教育の拠点としてもろもろ実施しておるところでございますが、令和2年度からアグリビジネスアカデミーと改称いたしまして、この中で農業の基礎を学ぶ人のための営農基礎コース、また更に技術を高めたい人に向けての営農技術向上コース、専門的技術を学ぶ6次産業化コースや、かんきつアカデミーなどの技術レベルや専門性に応じて学びやすいコースに再編を行っておるところでございます。

さらに、令和2年7月に環境制御型園芸の非常に高い技術を持っております株式会社誠

和等との連携協定に基づきまして、施設園芸アカデミーを開設したところでございます。

施設園芸アカデミーにおきましては、スマート園芸の入門のコースを始めまして、さらに実際の環境制御技術の具体を学ぶ実践コース、これにつきましてはトマトでスタートしまして今年度は新たにキュウリを追加したところでございます。

来年度は、これに加えまして施設花きでございますシンビジウムも追加で設置させていただこうと考えておるところでございます。

今申し上げたように、本県としましては、アグリビジネスアカデミーとしまして全部で5コース12講座で充実した新規就農者の育成、あるいはそれら以外の様々な人材の育成に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

達田委員

こういうアカデミーで勉強された方が就業し、定着していただいて、ずっと仕事を続けていただきたいと思うんですが、学んでいる間の給付金があると思うんですけど、やっぱり就業した後に作ったものが売れて、そこそこ暮らしていけるという状況でないと、挫折してしまうということがあると思うんです。

ですから、販路の拡大、そして就業がちゃんとうまくいくように、そういうところまで支援していただいて、そして農業あるいは林業、漁業が発展していけるように、是非取組を進めていただきたいと思っておりますので、要望しておきたいと思っております。

それと、今回の予算を見ますと、農林水産業を見ましても大阪・関西万博に向けてとか、大阪・関西万博を控えてという言葉がいろんな事業の頭に付いているんです。

大阪・関西万博を控えていろいろ人が集まるんでしょう。それはいいんですけども、今から2年ちょっとですよ、2025年の4月から10月まででしたか、その間に人が来ますよと。

だから、その準備のためにいろんな農産物とか水産物とか、徳島のものをいろいろ知ってもらって買ってもらいたいというのはありますが、じゃあその後はどうなんだと。万博があろうがなかろうが、徳島のものがよく売れて知られて、そして農林水産業が発展していくという道を付けないと、一時のイベントに頼っていたのでは今までどおりのことがまた繰り返されるんじゃないかと思うんです。

県としては、それをどういうふうにご考慮されるんでしょうか。特に、今回の万博に向けてというのが非常に大きいように思うんですけども、いかがでしょうか。

尾崎農林水産部次長

ただいま、大阪・関西万博、そしてその後に向けての施策の進め方について御質問いただきました。

資料の記載におきまして、大阪・関西万博、これを非常に重要な機会と捉えまして県産品のブランド化、そして発信、それに伴う本県への誘客といった形の施策をいろいろ進めてまいろうとしております。

正に委員のおっしゃるとおり、それが大阪・関西万博で終わりというわけではなくて、そこを踏まえてそこで大きく発信した後、それ以降の本県農林水産業の発展につなげていくことが非常に重要という考えは同じでございますので、そこは十分に念頭に置きまして

施策を進めてまいりたいと考えております。

達田委員

これは農林水産部だけじゃなくて、政策創造部にしても大阪・関西万博に向けたというのが頭文字に付いてるんです。

ですから、イベント頼みでそのときはいい、その一時はよく売れるかも分からないけれども、その後どうやって定着してみんながまた徳島のものを買おうとか、徳島へ行こうとか、そういうふうに持続していけるのかというのがとても大事になると思うんです。

ですから、徳島の食であるとか木材、それから漁業、畜産物、そういうものがイベントに頼らなくても徳島のものはいいものなんだと、全国の皆さん、また世界の皆さんに知っていただけないという取組がすごく大事だと思いますので、そこをやっぱり重点的に、万博だけじゃなくて頑張っていたきたいと思うんです。是非、そのことをお願いして終わりたいと思います。

西沢委員

有機農業の面積というのは、日本全国では0.5パーセントぐらいですが、徳島県ではどうなっているんですか。

七條農林水産政策課長

ただいま、有機農業の割合についての御質問でございます。

委員のお話のとおり、全国では耕地面積における有機農業の取組面積が0.5パーセントぐらいになっています。本県におきましてもほぼ同じで0.54パーセントとか、それぐらいの割合でございます。

西沢委員

従事者数としては全体の何パーセントか。

七條農林水産政策課長

申し訳ございません。今、手持ちの数字がございませんので、後ほど回答させていただけたらと思っております。

西沢委員

先ほども話がありましたけど、大分昔から小松島市も有機農法にかなり力を入れてやっていますよね。ここで大体半分以上を占めているんですか。ほとんどがこの辺りですか。

大分前からやってるから広がっているのかなと思うんですけども、どうなんですか。アバウトでいいです。

原委員長

小休します。（14時42分）

原委員長

再開します。（14時43分）

西沢委員

パーセントはいいですけども、そういう気がします。

問題は、どんなに有機農業が進んでいるかという中で、昔から力を入れてやっている人はそこそこいたんですけども、もう高齢化してやめている人が多いんですよね。

要するに、労力がすごく要るから体力が続かなくなってやめてるという人がいっぱいいるけど、小松島市はどうなんですか。

七條農林水産政策課長

小松島市の有機農業の取組、特に年齢構成などの特徴的なところについての御質問でございます。

小松島市におきましても、有機農業が面的な拡大をしてまいりましたのは、比較的新しい取組によるものでございまして、ここ15年ぐらいに組織的な取組が行われてきたものと思っております。

したがって、従事される方々については、まだまだ営農を継続できるような方が多くございます。

また、例えば農協ですとか生活協同組合等では、販売につきましても一体的な取組が行われ、経営的にもある程度循環が確保できるというようなことから、若手の参入も多くございまして、地域の特徴としては、委員が御懸念のような離農、リタイアによって今後縮小していく地域かといえ、決してそのようなことはないと考えております。

西沢委員

小松島方式でいくと、もっと広げていける状況ですか。小松島方式は私もよく分かってないんですけど。

七條農林水産政策課長

有機農業につきましても、生産の技術のみならず、場合によっては加工、そして流通、販売と、一貫した関係機関の取組が重要でございます。

最初に委員がお話しになりましたように、有機農業において収量が低下するですとか、手間が掛かるですとかというのは、確かにそのような場面がございます。

こういった栽培で生産されます農産物について、例えば消費者の方に環境に配慮した尊い取組であるというような評価を頂いて、農業経営が成り立つような価格で売買が行われる必要があろうかと思っております。

こういったことから、小松島市の取組においては、農業協同組合とか生協さんなどが既に生産、加工、流通、販売の経済循環の中に組み込まれておりますので、県内でも非常に優良な安定したモデルになっていると考えています。

西沢委員

例えば、ヨーロッパのほうではかなり有機農業のパーセントが多いですよ。二十数パーセントとか、国によってはすごいところがありますよね。

何が違うかといえば、高くても安全なものを食べるんだというような国民の意識がかなり強いらしいです。だから、日本では今、安全もそうですけど、安いほうに行ってしまうようなきらいがあるんじゃないかなという気がします。

そういう意識改革も必要なのかも分かりません。やっているところがあるかも知れませんが、県がまず率先して県立の病院とか、そういう体が弱っている人なんかは特にそういうことを県を挙げてやっていって、その中で有機農業を進めていくと。

高くても使わなければいかんというのを、県を挙げて率先してやってほしいと思うんです。県がやらんと、やれやれと言っても駄目ですから、どうですか。県が手本を見せてはどうですか。

七條農林水産政策課長

有機農産物につきまして、消費に係る部分の理解が非常に重要というような観点から、一例として病院ということになるかと思えますけれども、公共施設等において率先して消費すべきでないかという御提言でございます。

現在、委員のおっしゃるとおり、そういった方向も今後検討していく状況に入っているなと思っております。

一方で、例えば病院等で有機農産物を活用となりますと、やはり定期的に定められた期日に一定数量を求められますが、まだこれに対応するだけの生産体制がないというのも事実でございます。一度に一気に病院食を、学校給食を有機農産物で対応するというのは現時点では難しいと考えますが、例えばスポット的に一定の何月何日にどこその施設において活用するというようなことは可能かと思えますので、尊いエシカル消費につながるようなPR活動として、こういった機会を作っていくことは可能かと思えますので、今後の参考とさせていただきます。ありがとうございます。

西沢委員

今、国が食料安保を言っています。その中で、要するに肥料とか農薬とか、国内生産しようという方向で検討していますよね。

徳島県は、例えばそういう肥料とか農薬とかを県内で生産できる状況にあるんでしょうか。私はちょっと状況が分からんのですけれども、国が方向を示したときにやれるんでしょうか。

七條農林水産政策課長

肥料、農薬について県内生産が可能か、今後増やしていけるかということでございますが、現在多く使っております化学肥料ですとか化学農薬につきましては、その多くを海外からの原材料に依存しておりますし、それから合成する施設についても、国内数社の大手化学メーカーが担っているところでございます。

県内にはそういった工場もございませんので、県内で生産を整えるというのは非常に難しいかなと考えております。

しかしながら、海外に依存しない国内での肥料等の供給については非常に重要なことでございます。今、現実に行われておりますのは、畜産農家と耕種農家の連携によりまして、耕種農家側から、例えば飼料米ですとかWC Sといったような家畜の餌を供給しまして、家畜生産において排出されます家畜ふん尿等を利用しました堆肥を耕種農家側の農地に還元するというような循環の輪をより大きなものとするような取組を進めているところです。

西沢委員

食料安保で日本も大きな転換を図るということであれば、化学というのは除いて化学肥料の単なる肥料、化学農薬の化学を除いて農薬と、要するに自然に優しい肥料とか農薬とか、農薬は極力減らしたほうがええと思うんですけど、有機農法の中でそういう取組というのは、当然ながら有機農法はそういう化学の分野を除いていくんだと思うから、そういうことを中心にして、どうせ大転換を図るのであればそういう方向を目指したほうがいいんじゃないかな。化学農業みたいなものはやめて、そういう化学農薬とか化学肥料とかはやめて、有機農法をかなり積極的にやっていくと。

これをできるだけ県内で作っていけるようなことを目指したほうが、大きな転換期だからいいんじゃないかなと思うんです。国の方針がどう出るか分かりませんが、この際ですから県としてそういう方法を目指してほしいなと思うんです。

平井農林水産部長

方向性としては、今、委員のおっしゃったとおりの方向性で国も地方も前へ進んでいるというように認識しております。

我が国の農業については、狭い国土、その中での限られた耕地、先人の皆様のたゆまぬ御努力によって、いかに生産性、収益性、そして安全性を高めるか、その御努力を重ねられて今日があるというように承知しております。

そういう中で、やっぱり世界の共通目標としての2050年のカーボンニュートラルに向けても、農林水産業としてもっとできることがあるのではないかとということで、これまで以上に環境負荷低減のチャレンジをしていこうではないか。そういう中で、有機農業の面積でございまして、化学肥料、化学農薬の大胆な低減目標を掲げて、今、本県も歩調を完全に合わせて取り組んでいこうという状況があるわけでございます。

そういう中で、委員お話しのとおり、ウクライナ危機がございまして、食料安全保障をより強化していくべきでないか。つまり、これまで肥料、飼料ともに輸入に過度に依存し過ぎていたのではないか、そういう反省といいますか教訓が共通認識としてあるところだと思います。

委員お話しのとおり、今、国のほうで農業基本法の抜本的な見直しの議論が進んでおりまして、来年の通常国会に法案を提出すべく議論が進んでいるところでございまして、その議論を徳島県としても注視いたしますとともに、今、みどりの戦略を先行する形で定められて、食料安全保障の強化ということでも非常に密接な関係があると承知しておりますので、引き続き、そういった国の御論議を注視しながら、なおかつ今できる取組として、このみどりの食料システム戦略をしっかりと進めてまいりたいと。そのためにも、消費者

の皆様のご協力、御理解は不可欠でございます。

徳島県としては、やはり消費者庁の新未来創造戦略本部がある徳島としてSDGs、そしてエシカル消費の先進県としてそういった理解も積極的に得られるように、農林水産部としても取り組んでいきたいと思っております。

西沢委員

そうですね。まず、徳島県が全国の先陣を切って、こういうことをやるぐらいの気持ちで取り組んでほしいなと思います。

原委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、農林水産部関係の調査を終わります。

これをもって、経済委員会を閉会いたします。（14時56分）